

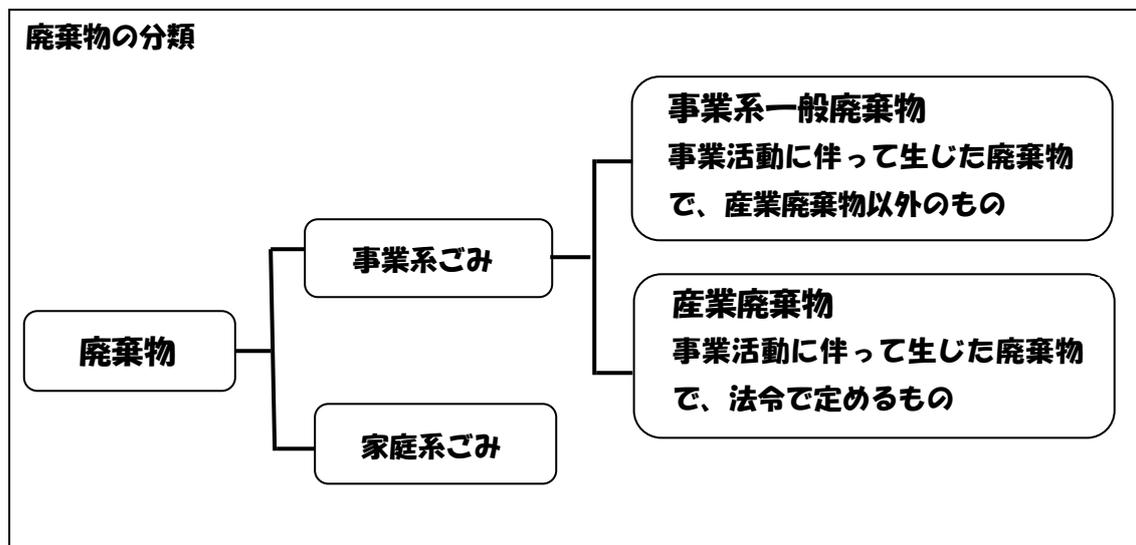
事業系ごみの 分け方と出し方

環境のまち
直島町

ホームページ <http://www.town.naoshima.lg.jp/>

事業系ごみとは？

店舗・会社・工場・事務所など、事業活動から出るごみは、すべて事業系ごみです。個人営業などの小規模事業者のごみも、事業系ごみとなります。



事業系ごみの種類

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分けられ、それぞれの処理施設で適正に処理しなければならないことが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に定められています。

事業者の責務とは

廃棄物処理法第3条には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理※しなければならない。」と事業者の責務が明確に示されています。

※処理とは、①自ら町の処理施設へ持ち込む。②許可業者に収集運搬を委託。③自己処理。のいずれかのことを表します。

事業系ごみの処理方法は、法律によって決められています

事業系ごみの処理に当っては、自己処理するか、県や町から許可を受けた業者に委託して処理する必要があります。

許可には、一般廃棄物と産業廃棄物に関するものがそれぞれにありますので、委託する場合には注意が必要です。

なお、許可を持たない不用品回収業者等に回収を依頼することはトラブルになる場合もあるため注意が必要です。

ごみステーションに、事業系ごみは出せません。

○事業系ごみをごみステーションに出す行為は量の多少に関係なく不適正排出と見なされます。

※廃棄物処理法に違反する行為であり、悪質な場合は処罰されます。

○店舗兼住居の建物の場合は、ごみを別々に処理してください。

店舗・事務所等と住居が同一建物であっても、各々分別し適正に処理してください。

○別紙の区分例を参考に一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は直島町クリーンセンターに持ち込むことができます。

但し、多量の廃棄物を持ち込む場合、事前に協議が必要です。その際には、町役場環境水道課（087-892-2225）へお問い合わせください。多量の場合は搬入を断る場合もありますので、ご了承ください。

産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の区分例

産業廃棄物の種類をもとに作成しています。(例として掲載)

種 類	具体的な対象例	排出事業所例	区 分	
			一廃	産廃
燃えがら	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業		○
廃油	エンジン油などの鉱物性油、溶剤等	ガソリンスタンド、塗装業等		○
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		○
	飲食店等で客に提供したプラ容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー等		○
	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当等のプラ製容器包装、プラ製品、ビニール袋、包装材、発泡トレイ、ペットボトル等	会社事務所等	○	
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		○
金属くず	鉄、フリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		○
	従業員の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等	会社事務所等	○	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		○
	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん	会社事務所等	○	
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		○
紙くず	包装材、段ボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		○
	新聞紙、雑誌、段ボール、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙等 ※多量の場合、事前協議要	会社事務所、スーパー、飲食店等	○	

木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、伐根・伐採材、木造解体材、おがくず等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		○
	木製（机、テーブル、椅子、梱包材等）	会社事務所、飲食店等	○	
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		○
	測量杭・測量ポール	測量業	○	
	街路樹せん定木、庭木せん定木 ※多量の場合、事前協議要	造園業、園芸サービス業等	○	
	木製とぶらの椅子等一体物	全事業所		○
	木製パレット（パレットに固定された木製の構造物を含む）	全事業所		○
繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		○
	布製の衣類、布団、座布団等	スーパー等	○	
動植物性残さ（生ごみ）	魚、食肉の骨、内臓のあら、野菜くず、麺くず、パンくず等 賞味期限切れの製品くず	飲食店、スーパー、小売店、ホテル等	○	
動物のふん尿	ペット等のふん尿	ペットショップ等	○	

※内容等については、随時更新いたします。

排出時の注意点

- ・基本的に家庭ごみの分け方と出し方に準じて分別等を行うこと。

直島町ホームページ

<http://www.town.naoshima.lg.jp/kurashi/cl1000037/i80.files/gomiwakekata.pdf>

- ・排出時は、適正に分別して中身の見えるごみ袋に入れること。
- ・多量の場合、事前に協議すること。

※適正に分別等がされていない場合は、搬入できませんので、ご了承ください。

処理を頼む場合

直島町一般廃棄物収集運搬業許可業者

- ・有限会社岡山クリーン
- ・Kanemitsu株式会社
- ・川西運送株式会社
- ・協栄産業株式会社
- ・瀬戸内クリーンサービス株式会社
- ・マテリアル・エコ・リサイクル株式会社
- ・安田産業株式会社

産業廃棄物収集運搬業者

直島町では、業者の紹介をしていませんので、下記のホームページ内で検索して下さい。

- ・県内・総合情報を見る→くらし・環境→ごみ・リサイクル（産業廃棄物）→名簿（産業廃棄物収集運搬業者）

https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/753/20230531_1syuuun.pdf

自ら持ち込む場合

直島町クリーンセンター TEL087-802-2153

○可燃ごみ

直島町クリーンセンター内焼却施設

【受入日】

月曜日～金曜日（年末年始除く）

【受入時間】

8：30～12：00、13：00～16：30

○資源ごみ・不燃ごみ

直島町クリーンセンター内資源化施設

【受入日】

月曜日～土曜日（年末年始除く）

【受入時間】

8：30～12：00、13：00～16：30

処理手数料

1車につき100kgまで 1,000円、10kg超過毎 100円加算